

安全統括管理者・運航管理者の資格者証の交付について

中部運輸局海上安全環境部運航労務監理官

船舶を使用して人を運送する事業を行っている者に関しては、令和8年度末までに全事業者において「安全統括管理者及び運航管理者の試験に合格し、経歴を有した有資格者」の選任が必要となります。試験に合格した者が資格者証を請求する手順について、以下のとおりご案内します。

1. 資格者証を請求できる条件

- ・安全統括管理者又は運航管理者試験に合格し、試験合格の翌日から起算して12営業日を経過した者

試験について：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000058.html

- ・※1の船舶の運航管理、船舶乗務等の経歴を有するもの

◎資格者証は「発行日から2年間」有効です。既存事業者の場合、資格者証を有した者の選任義務は令和9年度から発生します。この点を踏まえて資格者証の請求のタイミングをご検討ください。

2. 必要書類

▼申請書

- ① 安全統括管理者資格者証交付申請書又は運航管理者資格者証交付申請書
(手数料1,700円の収入印紙を貼付、様式の実務経験証明書及び宣誓書も提出すること)

▼その他添付書類

- ① 試験結果合格通知書（試験結果レポートでも可）
- ② 下記※1の経験を証する証明（船員手帳の経歴がわかる箇所の写し等）
現に安全統括管理者・運航管理者として選任済の者を、引き続き選任する場合は添付不要です。
- ③ 住民票又は個人番号カードの表面の写し（個人番号の記載がないものに限る）
- ④ 追跡機能のある返信用封筒（角型2号封筒に簡易書留料金分を含む切手（490円）を貼り付けること）又はレターパック

その他、資格者証に旧姓を併記したい場合は、旧姓を確認できる書類として、戸籍謄本等の提出をお願いします。

3. 提出方法

以下のいずれかの方法で提出ください。

① 郵送申請（推奨）

② 中部運輸局海上安全環境部運航労務監理官に直接持参

※窓口を持参しても即日では交付されませんので、郵送での提出を推奨しています。

郵送先

〒460-8528 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目2番1号

名古屋合同庁舎第1号館 中部運輸局海上安全環境部運航労務監理官 あて

4. 注意事項

- ・ 当局に到着後、資格者証の発行に2-3週間ほど要します。郵送期間を合わせると1ヶ月ほど要する場合もございますのでご承知ください。
- ・ 資格者証を請求する方の経歴について、下記※1の基準を満たす必要があります。勤務していた会社等の第三者に対して、経験を有していることの確認を当局から電話等で行う場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 資格者証受領後、令和9年3月31日までに安全統括管理者・運航管理者の選任届出の提出が別途必要です。
- ・ 資格者証の有効期間は資格者証発行の日から2年間です。有効期間の満了日までに更新講習の受講及び資格者証明の更新のお手続きが必要です。更新のお手続きを行わなかった場合、資格は失効しますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

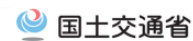
中部運輸局海上安全環境部運航労務監理官

Tel : 052-952-8012

Mail:cbt-unkoromukanrikan@ki.mlit.go.jp

※1 安全統括管理者・運航管理者資格者証の取得要件

安全統括管理者・運航管理者資格者証の取得要件



令和8年度以降（既存事業者は1年間の経過措置あり）の経験要件				
安全統括管理者			運航管理者	
船舶運航事業又は内航海運業	運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務	1年以上	船長としての業務	1年以上 (貨物船は2年)
	船長又は乗組員としての業務		甲板部の職員としての業務	1年以上 (貨物船は2年)
	ISMコードの管理責任者又は安全管理組織の要員としての業務		機関部又は無線部の職員としての業務	2年以上 (貨物船は3年)
	(令和8年度より前の) 安全統括管理者としての業務		運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務(令和8年度より前の経験を含む。)	1年以上
内航海運業及び内航海運業以外の船舶運航事業等	船長としての業務 (自家用船は不可。) (小型船舶安全統括管理者資格者証に限る。)	3年以上	船長としての業務 (自家用船は不可。) (小型船舶運航管理者資格者証に限る。)	3年以上
	「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」(令和5年6月国土交通省大臣官房運輸安全監理官)5(4)1)に規定する「安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する」に相当する業務	1年以上	-	-

※総合安全統括管理者資格者証及び大型船舶安全統括管理者資格者証については、大型船舶の経験でなければならない。

※経験年数の通算が可能。(例：船舶運航事業の船長と運航管理補助者の経験それぞれ半年ずつで、安全統括管理者資格者証を申請可能)

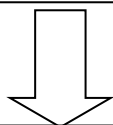
※2 既存事業者の安全統括管理者・運航管理者の資格者証制度移行に伴うフローについて

安全統括管理者又は運航管理者試験を受験し合格する。



試験合格の翌日から起算して12営業日を経過した後

中部運輸局海上安全環境部運航労務監理官に資格者証交付申請書等を提出する
※当紙で主に説明している内容



資格者証受領後

令和9年3月31日までに、安全統括管理者又は運航管理者選任届を中部運輸局海上安全環境部運航労務監理官に提出する。